

公の施設における
指定管理者制度の実施に関する指針
【改訂版】

令和5年4月
習志野市

目 次

1. 指定管理者制度の概要	P2
(1) 指定管理者制度の法制化	P2
① 従来の公の施設の管理運営と指定管理者制度との比較	P3
② 業務委託と指定管理者制度との比較	P3
③ 公の施設について	P4
(2) 指定管理者制度適用にあたっての必要事項	P4
① 条例で定めるべき事項	P4
② 指定の方法	P4
③ 事業報告書の提出	P5
④ 利用料金制	P5
⑤ 指定管理者に支出する委託費の額等の細目的事項	P5
2. 指定管理者制度の導入の基本方針	P5
(1) 本市の指定管理者制度に対する基本的な考え方	P5
(2) 導入の時期	P5
(3) 各施設における導入の可否の検討	P6
(4) 施設の所管部署における導入のスキーム	P6
① 導入方針検討体制	P6
② 新たに指定管理者制度を導入する場合における導入方針決定手順	P7
注 P F I 事業の場合の取扱い	P7
(5) 導入のスケジュール	P8
(6) 市民への情報提供、説明責任	P8
3. 制度導入の具体的手続き	P9
(1) 指定管理者制度検討委員会及び指定管理者選定委員会の設置	P9
(2) 公募の実施	P9
(3) 指定管理者の候補者の選定基準	P11
(4) 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意に基づく照会	P12
(5) 事業者の選定方法等	P12
(6) 指定の期間	P12
(7) 議会での議決と指定	P12
(8) 指定管理者との協定の締結	P13
(9) 予算措置	P14
(10) 個人情報の保護	P14
(11) 具体的手続きの推進体制	P14
4. 指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針	P15
(1) モニタリングとは	P15
(2) モニタリングの基本的な考え方	P15
(3) モニタリングの実施方針	P15
(4) モニタリングの運用	P18
指定管理者制度導入の方針決定から指定管理者候補者決定まで及び更新の流れ	P19

1. 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度の法制化

「公の施設」の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号、平成 15 年 6 月公布・9 月施行）により、従来の地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（「指定管理者」）が管理を行う制度に転換しました。

この指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（総務省通知）です。今後、公の施設の管理を継続する場合には、この指定管理者制度を適用するのか、あるいは直営で管理をしていくのか、いずれかを選択することになります。

【「指定管理者制度」のポイント】

- 平成 15 年 9 月施行の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理運営について、従来の「管理委託制度」に代わる「指定管理者制度」が導入されました。法律が改正される以前には、直営か政令等で定める公共的団体等に限定していたものを、議会の議決を経ることにより、NPO や民間事業者などが行うことが可能になりました。
- この改正の趣旨は「公の施設」の管理に民間経営等のノウハウの活用を可能とすることなどにより、新たな民間参入事業の創出も含め、管理経費の節減、低料金化と共に、利用者に対するサービスの向上をねらいとしています。
- 「指定管理者制度」を導入すると、公の施設の維持管理や業務の運営だけでなく、利用許可などの行政処分についても、NPO や株式会社を含めた民間事業者に任せていくことができるようになります。
- 以前の「管理委託制度」は、公の施設の設置者である地方自治体との契約に基づいて具体的な管理を行うものであり、その公の施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き負うもので、公の施設の利用許可などは委託できませんでした。
しかし、「指定管理者制度」では、公の施設の管理に関する権限を、条例に基づき、指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は利用の許可や一定の範囲で料金の設定もでき、使用料を指定管理者の収入として受けとることも可能で、「委託」ではなく「代行」となります。

① 従来の公の施設の管理運営と指定管理者制度との比較

	従来の公の施設の管理運営委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定	法人その他の団体 ※ 法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
法的性格	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託 (公法上の契約関係)	行政処分のひとつである「指定」により、指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任するもの (管理代行) ※ 指定の手続きは条例で定めることを要する。
施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する。	指定管理者が有する。 ※ 管理の基準、業務の範囲は条例で定めることを要する。
施設の 使用許可	受託者はない。	指定管理者が行うことができる。
基本的な利用条件の設定	受託者はない。	条例で定めることを要し、指定管理者はない。
不服申し立てに対する決定	受託者はない。	指定管理者はない。
行政財産の目的外使用の許可	受託者はない。	指定管理者はない。
施設の設置者責任	地方自治体	地方自治体
利用者に損害を与えた場合	地方自治体にも責任が生じる。	地方自治体にも責任が生じる。

② 業務委託と指定管理者制度との比較

	業務委託	指定管理者制度
受託主体	限定はない。 ※ 議員、首長についての禁止規定あり（地自法 92 条の 2、142 条）	法人その他の団体 ※ 法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
法的性格	契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託 (私法上の契約関係)	行政処分のひとつである「指定」により、指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任するもの (管理代行)
施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する。	指定管理者が有する。 ※ 管理の基準、業務の範囲は条例で定めることを要する。
施設管理者	地方自治体が設置する。	指定管理者が設置する。

③ 公の施設について

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第 244 条）とされています。スポーツ施設、保育所、コミュニティセンター、高齢者福祉センター、デイサービスセンター、青年の家、自然観察センターなどがこれにあたります。

ただし、住民の利用に供することが目的ではない庁舎、出張所、クリーンセンター、給食センター、ヘルスステーションなどはこれに該当しません。

（２）指定管理者制度適用にあたっての必要事項

① 条例で定めるべき事項

指定管理者制度の適用の有無及び次の事項を条例で定めることとなっています。

- ・ 指定の手続（法第 244 条の 2 第 4 項）
申請の方法、選定基準、事業計画の提出等を定めます。
- ・ 指定管理者が行う管理の基準（法第 244 条の 2 第 4 項）
市民が公の施設を利用するにあたっての基本的な条件や適正管理の観点から、休館日や開館時間、使用制限の要件等、管理を通じて取得した個人情報の取り扱いなどを定めます。
- ・ 指定管理者が行う業務の範囲（法第 244 条の 2 第 4 項）
指定管理者が行う管理の業務について、使用の許可を含めるかなど、施設の維持管理等の範囲を公の施設の目的などに応じて、具体的に規定します。

習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

公募の方針、申請方法、選定基準など、指定管理者の指定に係る統一的な取り扱いを定めた「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定し、平成 17 年 4 月 1 日より施行しました。

施設ごとの設置管理条例の改正

指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲などについて、施設ごとの設置管理条例に盛り込むための条例改正を行います。

② 指定の方法

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決が必要です。

（法第 244 条の 2 第 6 項）

〔議決すべき事項〕（総務省自治行政局長通知）

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ・ 指定管理者となる団体の名称
- ・ 指定の期間

指定管理者の指定は期間を定めて行うことが必要です。（法第 244 条の 2 第 5 項）

※指定管理者の指定の期間は、地方自治法上は条例事項とされていませんが、議会の議決事項の内容には含まれます。

③ 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を提出しなければなりません。（法第 244 条の 2 第 7 項）

④ 利用料金制

市が適当と認めるときは、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度。ただし、料金の上限は市が条例で定めます。）をとることができます。（法第 244 条の 2 第 8・9 項）

⑤ 指定管理者に支出する委託費の額等の細目的事項

市と指定管理者との協議により定めるものとし、別途両者間で協定等を締結することが適当であるとされています。（総務省自治行政局長通知）

2. 指定管理者制度の導入の基本方針

（１）本市の指定管理者制度に対する基本的な考え方

指定管理者制度の導入により、「公の施設」の管理運営に民間経営のノウハウを活用することが可能になり、新たな民間参入事業の創出も含め、民間事業者間の競争による管理経費の節減、低料金化とともに、利用者に対するサービスの向上を図ることができます。

また、非営利活動団体（NPO）等が管理運営を担う場合には、地域住民が地域の施設の運営管理に主体的に参画する協働の実現が期待できます。さらに、行政にとっては施設の管理に要する人員の削減や、経費の削減が見込まれることが大きな利点です。

以上のことから、本市においては管理委託制度を採っていた施設の管理運営を指定管理者へ移行することはもとより、直営で管理している公の施設の管理運営についても全体を見直し、指定管理者制度を導入することを積極的に推進するものとします。

指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」です。

（２）導入の時期

本市では、従前の地方自治法の規定による管理委託制度により施設の管理を行っていた公の施設（資料参照）については、平成 18 年 4 月 1 日に導入しました。その他の公の施設についても各施設の所管部署が導入の準備が整ったものと判断した場合は、順次導入していくこととしています。

（３）各施設における導入の可否の検討

現在市の直営において運営している施設について、この制度が公の施設の機能を十分に発揮せしめつつコスト削減に寄与するか、かつ住民ニーズに効果的、効率的に対応して住民サービスの向上に寄与するか等について、総合的に検討し、積極的に導入を図っていくものとします。

（４）施設の所管部署における導入のスキーム

① 導入方針検討体制

各部局に次長を委員長とする「〇〇部指定管理者制度検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、以下に掲げる業務を行うこととします。

「検討委員会」は次長、施設所管課長、管理担当課長、施設長（指定管理者指定後を除く）、管理担当課主査等で構成します。

【「検討委員会」の所掌事務】

★指定管理者制度導入に向けての検討段階での業務

- イ 所管する公の施設を指定管理者制度へ移行すること及び指定管理者の選定方法についての、所管部としての方針決定
- ロ 今後、予算の確保が必要となることから委託費の上限について財政担当課と協議すること。

★指定管理者制度導入が決定した以降の業務

- イ 指定管理者の応募資格、評価基準、協定内容等の検討
- ロ 設置管理条例についての所要の改正
- ハ 指定管理者の候補者の選定

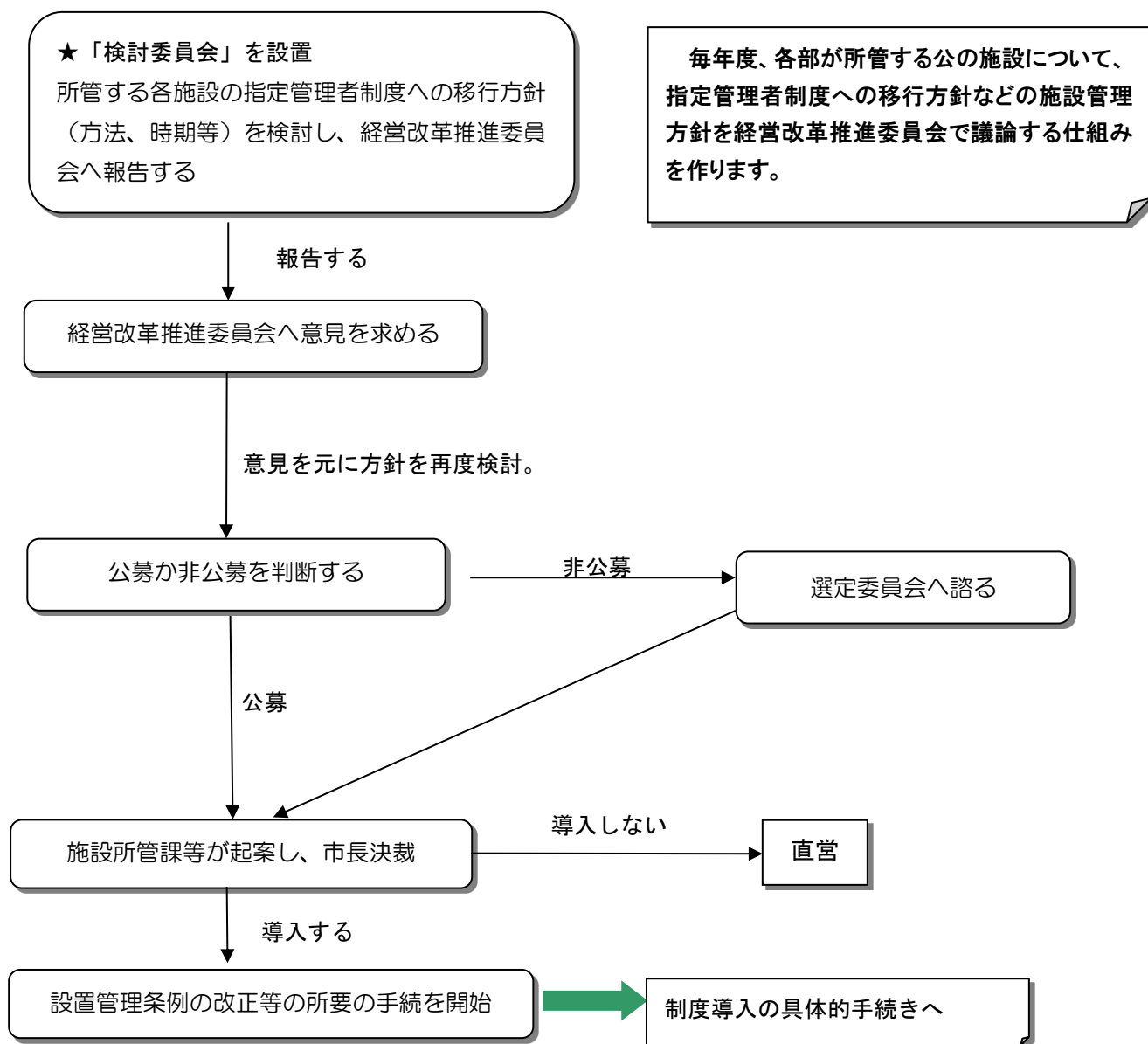
★指定管理実施後の業務

- イ モニタリングの実施

※必要に応じ、各部局に「検討委員会」を設置することとします。

② 新たに指定管理者制度を導入する場合における導入方針決定手順

指定管理者制度を導入しようとする場合は、「検討委員会」による導入方針決定の後、経営改革推進委員会へ意見を求め、非公募の場合には「指定管理者制度選定委員会（以下、選定委員会）」という。」へ諮り、施設所管課等の起案により、市長決裁にて方針を最終決定することとします。



（注）PFI 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱い

PFI 事業において指定管理者制度を導入する場合は、公募時の募集要項に PFI 事業者が指定管理者になる旨を明記し、事業者から提出された提案書を評価した上で PFI 事業者を決定しています。そして、その後締結する PFI 事業契約の中に PFI 事業者が指定管理者となることを規定しています。

このことから、PFI 事業においては上記の手続によらず、PFI 事業者決定の際の提案書類をもって、指定管理者に選定した旨を選定委員会に報告することとします。なお、報告のタイミングは設置管理条例を制定（改定）する議会と指定管理者の指定を行う議会の間とします。

(5) 導入のスケジュール

例) 平成〇〇年4月1日から指定管理者制度を導入する場合の全庁的なスケジュールは、概ね以下のとおりとします。

平成〇〇年前々年の12月末まで

「公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づき、所管部局に設置する「検討委員会」において指定管理者制度の導入、導入時期、指定期間、選定方法その他、公の施設の管理に関する事項についての方針を検討する。財政担当課と委託料について協議をする。

平成〇〇年前年1月上旬



所管部局において、指定管理者制度の導入の方針が決定されたときは、経営改革推進委員会へ意見を求め、非公募の場合には「選定委員会」へ諮り、施設所管課等の起案により、市長決裁にて方針を最終決定する。

平成〇〇年前年1月下旬（3月議会のケース）



3月議会に各施設の設置管理条例の改正案を各所管課から上程する。
（6月議会となる場合もある）



「検討委員会」において指定管理者の選定基準、選定方法を定め、「選定委員会」に諮り、公募する。



「検討委員会」において、応募者（非公募の場合は指定管理者の候補者）について、習志野警察へ照会し、「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」第2条各号の該当の有無を確認。



「検討委員会」において指定管理者の候補者を選定する。



「検討委員会」の選定した指定管理者の候補者について、「選定委員会」に諮り、庁議において最終決定する。

平成〇〇年前年10月下旬



12月議会に、指定管理者の指定（施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等）について上程する。債務負担行為の設定を行う。



指定管理者との協定書の締結



平成〇〇年4月1日 指定管理者制度を導入

(6) 市民への情報提供、説明責任

公の施設は市民の福祉の増進を目的に設置したものであることを十分にふまえ、利用者を始めとした市民ニーズの把握、及びこれを十分に反映した施設運営の実現に努めるとともに、市民に必要な情報提供を随時行い、透明性の確保を図るとともに説明責任を果たすように努めることとします。

3. 制度導入の具体的手続き

(1) 指定管理者制度検討委員会及び指定管理者候補者選定委員会の設置

- ① 各部局に次長を委員長とする「〇〇部指定管理者制度検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置します。 《前述2-(4) 参照》
- ② 指定管理者の候補者の選定手続き等の公平性・透明性を担保するため、「習志野市指定管理者候補者選定委員会」及び「習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

【選定委員会の所掌事務】

〔習志野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱〕

第2条（所掌事務） 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項

●具体的な検討項目

- イ 「検討委員会」が作成した、指定管理者の指定を受けるための応募資格、選定のための評価基準及び指定の期間の審査
- ロ 「検討委員会」の行った、指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価内容とその結果による指定管理者候補者の決定についての審査
- ハ 指定管理者と締結する協定内容に関する審査
- ニ 適正な管理が行われているかのチェック
- ホ 公募・非公募の審査

(2) 公募の実施

指定管理者の募集にあたっては、原則として公募を実施することとします。

〔習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例〕

第2条（指定管理者の公募）

市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の名称、所在地及び施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 申請をすることができる団体の資格
- (5) 申請期間
- (6) 申請の方法
- (7) 第4条の選定基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

ただし、次に掲げるケースについては、「検討委員会」で公募の実施の有無について十分に検討し、公募を行わないことができるものとします。

〔習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例〕

第5条（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、申請すべき者を指名することができる。

- (1) 当該施設の性質、目的、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し申請する団体がないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認めるとき。
- (4) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体の指定を取り消したとき。

〔習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則〕

第6条（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

条例第5条第1項第1号に規定する当該施設の性質、目的、規模及び機能により公募することが適さないと認められる場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の管理運営を行う団体として、その構成員を市が募集したり、地縁団体等に働きかけを行った等の経過のある団体を、当該施設の指定管理者としようとする場合
- (2) 当該施設の事業内容に鑑み、事業の継続性や現在の指定管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定により委託されたものを含む。）の実績等から、現在の指定管理者を引き続き指定することが最適であると客観的に認められる場合
- (3) 当該施設の性質に鑑み、特に地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上、効率化、地域の活性化等の事業効果が相当程度期待できる場合
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の適用施設につき、一定期間施設の管理運営をする団体を指定しようとする場合

ただし、上記の理由により公募を行わないこととした場合においても、適宜、見直しを行い、できる限り公募による募集ができるようにするものとします。

公募の事務は、施設所管課長が統括します。

公募の期間は1箇月を標準として「検討委員会」で決定します。

募集にかかる情報提供は、広報習志野や市ホームページへの掲載、その他適切な方法により行うこととします。

募集に際しては、施設の概要、応募の資格、募集期間や募集説明会の有無等、選定方法その他の基本的情報を提供するものとします。

(3) 指定管理者の候補者の選定基準

「検討委員会」における指定管理者の候補者（以下「事業者」という。）の選定基準は、以下のとおりとします。

〔習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例〕

第4条（指定管理者の候補者の選定）

市長は、前条に規定する申請があつたときは、次に掲げる選定基準に照らし審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 指定管理者の指定をしようとする公の施設について、市民の平等な利用を確保することができること。
- (2) 前条の規定により提出された事業計画書に沿った当該施設の管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

2 指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を地方自治法第92条の2、同法第142条（同条が準用される場合を含む。）又は同法第180条の5第6項に規定する請負又は主として同一の行為とみなした場合に、これらの規定に抵触することとなる者を候補者として選定することができない。

〔習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則〕

第4条（指定管理者の候補者の選定）

条例第4条の規定による指定管理者の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当する団体は選定しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体
- (3) 国税又は地方税を滞納している団体
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体
- (5) 暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用し、又は暴力団員等の利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体（当該団体の代表者等が、他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがある場合を含む。）

ア 暴力団員等である者

イ 暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に対して利益となる活動を行う者

- ウ 暴力団等と密接な交際をしている者
- エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者である者
- オ 破産者で復権を得ない者

（４）指定管理者制度における暴力団排除に関する合意に基づく照会

本市は、前記「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第 4 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号に基づき、習志野警察と「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」を締結しています。

選定手続き前に、習志野警察へ照会し、応募者（公募を実施しない場合においては指定管理者の候補者）が暴力団及び暴力団員等を排除するための必要な措置対象（「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」第 2 条各号）に該当するか否かを、確認します。

（５）事業者の選定方法等

選定の方法は、原則として、個々の施設の目的・特性に合わせた評価を行うことができるように、管理運営についての効率性、サービスの向上、安定性等を勘案して評価項目及び評価点を設定し、客観性を確保します。

評価項目としては、市民の平等利用の確保、サービスの向上、財政的能力、人的能力などが評価できる項目を設定します。

また、市民の雇用機会の拡大や市内業者の育成について考慮した評価項目を設定することも可能とします。

審査にあたっては、第 1 順位から第 2 順位までの団体を選定します。第 1 順位の応募者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、第 2 順位の応募者と順次協議することとします。

指定管理者に応募した者が 1 者であっても、「検討委員会」は適切なサービスの提供主体であるかを審査しなければなりません。

選定結果は、以下の事項を、市ホームページなどで公表します。

- ・施設名称及び指定期間
- ・指定管理予定候補者
- ・選定経過
- ・選定理由
- ・応募者団体数及び名称
- ・評価結果

（６）指定の期間

指定の期間は、施設の性質、目的等を総合的に勘案し、３～５年（特に理由のある場合は１０年以内）を標準として「検討委員会」で検討します。ただし、ＰＦＩ方式で管理運営する施設については、ＰＦＩ事業の期間とします。

（７）議会での議決と指定

事業者を選定した場合は、法の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者の指定を行わなければなりません。

議案には、公の施設の名称、指定管理者の名称、指定期間等の事項を記載します。

（８）指定管理者との協定の締結

習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条に基づき、指定を受けた指定管理者との間において、施設の管理に関して協定を締結します。

指定期間全体の「基本協定書」を最初に締結した上で、指定管理料の額等を定めた「年度協定書」を交わします。協定書に定める主な事項は以下のとおりです。指定管理者との協議の中で最終的に決定していくことになります。

１）基本協定書

目的・意義

業務の範囲

施設の大規模な改修工事、小破修繕の分担

備品の管理方法

自主事業の実施方法

指定管理料（委託料等）※

年度終了後の事業報告書の提出

随時調査と改善措置の指示

管理業務に関する市と指定管理者間の責任の分担（リスク分担）

損害の賠償

災害等の不可抗力時の対応

指定の取り消し

権利・義務の譲渡の禁止

文書等の管理

個人情報の保護

※債務負担行為を設定したことを明確にするため、原則として指定期間全体に必要な委託費全額を基本協定書に記載する。ただし、精算を行う施設の場合は、委託費の額が決定していないことから、基本協定書には委託費を上限として記載すること。

２）年度協定書

当該年度の指定管理料とその支払い方法

当該年度に係る業務内容

※設置管理条例で規定する業務以外の細かな業務内容については、必要に応じて仕様書等で示す

指定期間の開始の日以前に当該施設の管理にかかる準備行為等を行わせる場合は、施設設置者と指定管理者との間で別途協定を締結するものとします。

（９）予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に関する費用については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とします。

指定管理期間は複数年であり、指定期間における予算の裏付けとして債務負担行為を設定することとする。

債務負担行為を設定する際の注意

※所管課において、管理運営の標準となる仕様書を作成の上、適正な委託費を積算すること。次に、財政担当課と十分協議の上で当該委託費を上限として指定管理者を募集し、選定を経た後、原則として指定管理者から提案された金額を債務負担行為の限度額とすること。指定管理者候補者の提案した金額の範囲内であれば、選定結果に影響を与えるおそれのない軽易な金額の修正及び錯誤等による修正等は可能である。

※債務負担行為の限度額は、原則として指定期間全体に必要な委託費全額とする。

※債務負担行為に係る予算の提出時期は、原則として、指定管理者候補者を選定し、業務内容等を事実上、確定させた後の指定議案を提出する議会とする。

※管理運営に要する経費全額を利用料金で賄うため委託費が発生しない施設については、債務負担行為の設定の必要はない。

（１０）個人情報の保護

指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて充分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めます。また、個人情報保護条例等において、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講じています。

また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮します。

（１１）具体的手続きの推進体制

制度の導入の各段階における関係条例の改正、指定管理者の選定基準や評価項目の策定、指定管理者との協定の締結等の手続きは、「検討委員会」の協議に基づき、施設所管課において行うものとします。

4. 指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針

(1) モニタリングとは

指定管理者制度では、複数年度にわたり施設の管理を民間事業者等に委ねることから、設置者である地方自治体は、指定期間中の適正な管理を確保するため、指定管理者に対し毎年度終了後に事業報告書を提出させるほか、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行い、指示に従わないとき等には指定の取消し等を行うことができるようになっていきます。

(習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第8条～第10条)

そこで、本市においては、施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、現地調査、管理運営状況の評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理の継続が適当でないと認めるときは、指定の取消し等を行う一連の仕組み（以下「モニタリング」という。）を構築し、もって、指定管理者による管理の適正を期することとします。

本市が取り組むモニタリングの方法は以下のとおりとします。

(2) モニタリングの基本的な考え方

- ①モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかどうか、サービスの安定的継続的な提供が可能な状態にあるかどうか、を監視することです。
- ②モニタリングの対象・実施者・手法などについて、必要なモニタリングの枠組みをあらかじめ設計し、協定で明確にしておくことが必要です。
- ③適正な水準のサービスの継続的な提供を確保することが、市の公的責任です。従って、サービス提供が必ずしも適切に行われていない場合は、問題の修復の可能性があり、かつ事業を継続することが合理的であるならば、その修復を図り履行を促すことを優先します。その意味から、指定の解除は最後の手段と位置づけます。

(3) モニタリングの実施方針

1) モニタリングの方法

- ①指定管理者に管理の代行をさせている施設の所管課を中心としてモニタリングを進めます。
- ②モニタリングそのものは、データ収集とデータ評価で構成されるが、要求水準を満たしていない場合には、速やかに改善措置をとることが必要です。
- ③データ収集については、設置者である市が、自ら実施しなければならないということではなく、指定管理者・受益者・専門機関など、多様な主体により実施することも可能とします。
- ④収集したデータが市に集中される体制を確立し、速やかに必要な改善措置を採れるようにしておかなければなりません。
- ⑤データ評価については、設置者である市が自ら行うべきものです。具体的には、所管課が収集したデータに基づき、当該公の施設を所管する部局に設置した指定管理者制度検討委員会により、適宜適切に評価を行うとともに、必要な改善措置をとることとします。

2) サービス水準の維持の確認と評価の方法

仕様書、協定書及び指定管理者の事業計画書に基づくサービス水準(施設の管理業務や企画事業実施の内容等)を維持するため、市と指定管理者とが協議の上、具体的な手段や評価内容等について別途定めることとします。

①指定管理者が行う事項

ア 業務遂行の記録、自己評価

日常・定期的に行う施設の清掃、機器点検、安全対策等のほか、施設の利用状況、使用拒否等の件数、その理由、料金の収納状況等について、日報、月報等に記録し、併せて自己評価(良否、課題と解決策など)を行います。

イ 利用者アンケートの実施

利用者の意見や要望を把握するため、自らの責任と費用により、定期的(最低年1回)な利用者満足度調査として利用者アンケートを実施することとします。

調査項目としては、接客対応、施設・設備、利用条件、利便施設、企画内容等についての満足度を調査することが考えられますが、指定管理者は、内容、実施方法、仕様等について、事前に市と協議の上、設計します。

その結果について自己評価(良否、課題と解決策など)を行い、施設内に掲示するなどにより今後の管理に反映させるとともに、市に報告します。

ウ 事業報告書の提出

毎年度事業終了後30日以内(ただし、指定の取消しを受けたときは、その日から起算して30日以内)に、次の項目について業務遂行の記録等に基づき整理を行い、事業報告書として市に提出します。(前記手続条例 第8条)

- (ア) 管理業務の実施状況
- (イ) 利用の状況
- (ウ) 管理に係る経費の収支状況
- (エ) その他市長が必要と認める事項

②市が行う事項

ア 定期の業務遂行確認

市は定期的に指定管理者が管理する施設への立入等により、現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認します。

確認すべき項目としては、施設の管理、施設の清掃、機器の点検、安全対策、備品の保管、事故等の発生、法令等の遵守、職員の配置、職員の接客対応、企画事業の実施、サービスの質の維持向上対策などの状況について考えられますが、具体的な評価項目を始め、評価方法、採点方式をとった場合の配点や評価基準点(管理の状況が適当と認められる最低点)、その他必要な事項については、別に定める「指定管理者実績評価表(基準例)」を参考に、当該公の施設を所管する各部局の指定管理者制度検討委員会が定めます。

イ 事業決算の確認

指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認します。

ウ 管理業務の評価、指導

定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果を指定管理者に通知するとともに、改善が必要な場合は書面(以下「改善指導書」という。)で指導を行います。

指定管理者は指導項目の対応策を「改善計画書」として取りまとめ、市に提出するとともに、改善に全力で取り組むものとします。

エ 随時の業務遂行確認、評価、指示

- ① 市は、「改善計画書」に基づく改善状況の確認、又は必要に応じて、施設への立入等により、必要と認める項目について現地の業務遂行状況を確認します。
- ② 「改善計画書」に基づく改善結果が適正と認められない場合は、市はその結果を通知するとともに、改善すべき内容と期限等について書面(以下「改善指示書」という。)で指示を行います。

3) 財務状況の確認と評価の方法

毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況(料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等)が報告されることから、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとします。

加えて、指定管理者の法人あるいは団体全体の決算後、速やかに財務書類等を提出させ、指定管理者の財務状況が継続的にサービスが提供できる状態にあるかどうかを確認することとします。

その結果が芳しくない場合は、市は、指定管理者との協議の場を設定し、悪化原因や今後の対策等について説明を受け、指定管理業務の継続的な運営が可能か否かについて協議を行い、必要な措置を促すこととします。

この場合、指定管理者の財務運営の健全化に向けた対策は、自己責任で行うことが基本であることに留意します。

4) サービス水準の維持及び財務状況の評価における第三者評価の実施

市が行う評価に加えて、各施設の設置目的や性質を勘案の上、第三者による評価を行うことが効果的であると認められる施設については、第三者評価の活用を図ることとします(評価を行う第三者としては、利用者代表者や外部の財務会計、労務管理その他専門分野の有識者等が考えられます。)。

なお、施設の目的や規模によって評価内容が大きく異なる項目については、全施設を対象とする評価手段等は定めず、実情に応じた第三者評価を各施設において行うこととします。

5) その他の指定管理者への指示

サービス水準の維持に向けた管理業務の改善指示のほか、公の施設の管理の適正を期するため、次のような場合、市は指定管理者に指示を行うものとします。

- ①利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的取扱いをしたと認めるとき。
- ②施設の形質を市の承認を経ないで変更したとき。
- ③経営効率を重視する等によって、要員の配置や施設の管理が当該施設の設置目的を効

果的に達成するためには不適切と認められるとき。

④その他市長が当該施設の管理が適正でないと認めるとき。

6) 指定の取消し等

指定管理者の責めに帰する次のような事由がある場合、各施設の所管課は、選定委員会の意見を聞き、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

①管理業務の改善指示をはじめとする市の指示に従わないとき。

②地方自治法244条をはじめとする関係法令、条例、規則又はこの協定の条項に違反したとき。

③指定管理者が指定の解除を申し出たとき

④指定管理者の経営状況が著しく悪化し、かつ、今後とも経営が継続できないと認められるとき。

⑤公の施設の適正な管理に重大な支障が生じるとき又は生じるおそれがあるとき。

(4) モニタリングの運用

モニタリングは、すべての指定管理者制度導入施設について行うものとします。

具体的な内容及び方法については、当該公の施設を所管する部局に設置した、指定管理者制度検討委員会及び所管課において、個々の施設の性格、管理の状況の他、指定管理者の意見等を踏まえ、その詳細を定めるものとします。

また、すでに指定管理者と協定を締結し、管理運営が開始されている施設にあっても、指定管理者と協議を行い、承諾が得られたものについては、導入を図るものとします。

《指定管理者制度導入の方針決定から指定管理者候補者決定まで及び更新の流れ》

